

農地情報提供システムの活用について

平成 22 年 5 月 28 日
岩手県農業会議

全国農業会議所は、農林水産省の補助事業を活用し、(社)全国農地保有合理化協会と共同で、農地情報提供システムを開発、平成 21 年 4 月 1 日から本格的に運用を開始している。

このシステムは、農地の貸出や売却を希望者がインターネットから農地の貸出希望等の情報を登録、これを新規就農や経営規模拡大希望者が、賃借料、売買価格、地目、面積、都道府県・地域別などの条件から検索し、希望にあった農地について、一筆毎に契約を申し込む仕組みとなっている。また、全国の市町村における農地の賃借料情報（実勢）も地目別に閲覧できるほか、都道府県別の新規就農支援情報等も閲覧することができる。

今後、下記の取り組みの実施により農地情報提供システムの積極的な活用を図り、農地の有効利用を促進するため、積極的な活用をお願いする。

記

1 市町村農業委員会にお願いする事項

- (1) 市町村農業委員会が現在把握している遊休農地等所有者に対する指導と併行して、遊休農地等所有者に農地情報提供システムの活用の徹底。
- (2) 全国農業会議所からの依頼より、農地情報提供者からの登録依頼物件の内容確認と、農業委員等による利用希望者の現地案内等への協力。

2 今後のスケジュール

【平成 22 年 4 月】

- (1) 全国農業会議所が都道府県農業会議、都道府県農業公社と業務委託の締結。
- (2) 県農業会議、県農業公社が農業委員会及び市町村農業公社に対して、農業委員会が把握している情報及び市町村農業公社が保有している情報の提供を依頼。

【平成 22 年 4 月～5 月】

- (1) 全国農業会議所による市町村農業委員会への研修会・巡回等を通じて農業委員会が把握している情報の提供を依頼。
- (2) 全国農業会議所による重点市町村への電話・巡回等を通じて農業委員会が把握している情報の提供を依頼。

【平成 22 年 6 月～平成 23 年 3 月】

- (1) 4 月～5 月の掘り起こし活動を点検し、引き続き、全国農業会議所による掘り起こし活動を実施。
- (2) 農業委員会の農地の利用状況調査（時期：6 月～11 月）にあわせ、全国農業会議、県農業会議が遊休農地等所有者への情報提供を依頼。

3 本県の活用状況（H22. 4. 1 時点）

- (1) 農地情報 1 件
- (2) 賃借料情報 27 市町村